

M&I

海外で働く場合、その国の社会保障制度に加入する必要があり、日本の社会保険料と二重で負担しなければなりません。海外で保険料を払っても、加入期間が短いなどの理由で年金を受給できず、掛け捨てになることもあります。

そこで日本政府は米国やドイツなど12カ国と、二重加入や掛け捨てを防止する社会保険協定を結んでいます(表)。

今年3月に発効します。中国やインドなどは協議中で、

4月から中国に3年ほど赴任する予定ですが、社会保険料を日本と中国で二重に払う必要があると聞き心配です。仕組みを教えてください。

(埼玉県、男性、42歳)

海外赴任で社会保険料どうなる？

「おれ」(杉野土の岡田俊明氏)。本人だけでなく生計が一緒の配偶者や子どもの分も控除対象になるので忘れなようにしたい。

申告を忘れがちなのが、通院にかかったバス、電車代。

家計プロが答えます

社会保険労務士 井戸 美枝氏

駐在員が多いタイやシンガポール、インドネシアなど東南アジアの国とは協定を結んでいません。

協定を結んでいる「協定相手国」に赴任する場合や、その国の企業に新規採用された場合は、日本では加入が免除され、相手国の社会保障制度に加入します。ただし、海外駐在が5年以内と見込まれる場合は「一時派遣」となり、相手国ではなく日本で引き続き加入することになります。



井戸 美枝氏

協定なければ二重負担も

二重払いを免除してもらう手続きは難しくありません。まず、事業主が日本の年金事務所に申請し、日本での加入を証明する「適用証明書」の交付を受けます。赴任する人がその証明書を相手国内の事業所に提出。事業主はその国から提出を求められれば、この証明書を提出します。

相談者は3年間の赴任予定なので一時派遣になります。

社会保障協定を締結・協議している国

協定締結国	ドイツ、米国、英国、韓国、ベルギー、フランス、カナダ、豪州、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド
3月から協定発効	ブラジル、スイス
発効準備中	イタリア
協議中	中国、インド、ハンガリー、ルクセンブルク、スウェーデン

ただ、中国とは2011年10月から社会保障協定の締結に向けた協議が始まったばかりです。締結までは3年ほどかかる場合もあり、しばらくは社会保険料を二重に支払う必要があるかもしれません。

中国政府は昨年7月から労働者に社会保険加入を義務付ける社会保険法を施行し、同年10月から外国人にも適用しました。保険料率や保険料算定基準などの詳細は地方政府が決めます。例えば北京市は保険料算定基準を「同市の平均収入の3倍」を上限としました。年間負担額は労使合計で最大約80万円に上ります。

一方、大連市は外資系企業の誘致を優先するため、外国人の加入義務付けの適用を暫定的に猶予することを決めました。地方政府によって対応にばらつきが出る可能性があります。赴任前に確認する必要があります。

安心キーワード

雇用保険 受け取り時期、退職理由で違い

雇用保険の失業手当(基本手当)は、仕事を辞めた理由によって受け取れる当を受け取れない。

1日分の手当の額は原則、60歳未満

直前

A. 医療費控除の仕組み

<医療費控除額の計算式>

控除額(最高200万円)	=	1年間に支払った医療費の合計
--------------	---	----------------

(注1)健康保険から支給
民間医療保険から

(注2)所得全額の合計額

<控除対象は>

項目
医師、歯科医師による診療費、治療費や入院費
治療・療養に必要な医薬品の購入費
一定の国家資格者(注3)による治療費
看護師などによる療養上の世話代金
診療・治療を受けるための通院費

(注3)あん摩マッサージ

B. 上場株式や公募株式の課税

項目	確定申告
譲渡益	申告し課税を課す
配当金	税率15%、非課税7%、住民税3%
売却損との損益通算	○

C. 災害で損害を受けた

<控除金額は>

控除金額(1)